ハヤヨミ！ 看護政策　No.４００

都道府県看護協会長　様
本会職能委員　　様

日本看護協会　広報部
2023 年 8 月 30 日

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」改定案とりまとめ
－看護師等確保基本指針検討部会－

公開可

◎「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」の改正案を了承　　看護師等確保基本指針検討部会

8 月 24 日に第 3 看護師等確保基本指針検討部会が開催され、パブリックコメントや委員の意見を受けての修正案が示された。今回の部会において、厚生労働大臣、文部科学大臣から「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」改定案の諮問があり、おおむね了承された。今後、労働政策審議会（職業安定分科会）の意見聴取、総務大臣への協議を経て、本年秋、改定後の指針が告示される。

本会の高橋会長は、改定への感謝の意を伝えるとともに、職能団体として、関係団体、行政の協力を得て、指針に基づく取り組みに注力すると述べるとともに、ナースセンターの機能強化や各現場の取り組みに向けて、都道府県の取り組みが極めて重要であり、地域医療介護総合確保基金等による財源確保をはじめとした対応の充実・強化をいただきたいと述べた。

また、前徳島県看護協会長の稲井委員（徳島県ナースセンター）や各委員からも、看護師等の確保推進に対する行政の支援を求める意見が述べられた。

2040 年に向かう社会において、ケアの対象となる全ての人に対して、質の高い看護提供を継続するために、指針をもとに関係者が連携を図り、多方面での取り組みを推進していく必要がある。

〇第 3 回資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_338805_00003.html

（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞　日本看護協会　広報部
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前 5-8-2　電話：03－5778－8547　　FAX：03-5778-8478
Ｅメール　koho@nurse.or.jp　　ホームページ　https://www.nurse.or.jp/